

## 事業者は、生じた廃棄物を自らの責任で適正に処分しなければなりません！

処理業者に委託する場合は・・・

### 自らの責任で処理業者を決定しましょう！

※処理業者の決定を第三者に委ねると、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や不法投棄等の不適正処理につながるおそれがあります。自ら現地に赴き処理状況を確認するなどし、自らの責任で決定しましょう。

#### 主なチェックポイント

- ☑1 処理(収集運搬・処分)の委託先は、産業廃棄物処理業の許可を有していますか。
- ☑2 委託しようとする産業廃棄物が、委託先の事業の範囲に含まれていますか。
- ☑3 契約は、処分業者、収集運搬業者と別々に書面で交わしていますか。
- ☑4 契約書には次の項目が含まれていますか。
  - ・委託する産業廃棄物の種類及び数量
  - ・運搬の最終目的地
  - ・処分又は再生の場所の所在地、施設の処理能力
  - ・委託先の産業廃棄物収集運搬業又は処分業許可証の写し
  - ・委託契約の有効期間
  - ・委託者が受託者に支払う料金
- ☑5 マニフェストは交付していますか。
- ☑6 契約書とマニフェストは、5年間保存していますか。

※その他に遵守すべき項目があります。詳しくは裏面をご覧ください。

**「廃棄物を処理業者に引き渡したら終わり」ではありません！**  
排出事業者には、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるための必要な措置(実地確認等)を講ずることが求められます。

<廃棄物処理法(抜粋)>

第12条

(略)

6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

<廃棄物処理法施行令(抜粋)>

第6条の2

法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第六条の四までにおいて同じ。)の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- 二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- 三 輸入された廃棄物(当該廃棄物を輸入した者が自らその処分又は再生を行うものとして法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入されたものに限る。)の処分又は再生を委託しないこと。ただし、災害その他の特別な事情があることにより当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難であることについて、環境省令で定めるところにより、環境大臣の確認を受けたときは、この限りでない。
- 四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。
  - イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量
  - ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
  - ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
  - ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
  - ホ 産業廃棄物の処分(最終処分(法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。)を除く。)を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
  - ヘ その他環境省令で定める事項
- 五 前号に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

<廃棄物処理法施行規則(抜粋)>

第8条の4 令第六条の二第四号(令第六条の二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第十条の二に規定する許可証の写し、(略)その他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面
  - 二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書 第十条の六に規定する許可証の写し、(略)その他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面
- 第8条の4の2 令第6条の2第4号へ(令第6条の12第4号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 委託契約の有効期間
  - 二 委託者が受託者に支払う料金
  - 三 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
  - 四 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
  - 五 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項
  - 六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
    - イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
    - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
    - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
    - ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本工業規格C〇九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
      - (1) 廃パーソナルコンピュータ
      - (2) 廃ユニット形エアコンディショナー
      - (3) 廃テレビジョン受信機
      - (4) 廃電子レンジ
      - (5) 廃衣類乾燥機
      - (6) 廃電気冷蔵庫
      - (7) 廃電気洗濯機
    - ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
    - ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
  - 七 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
  - 八 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
  - 九 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
- 第8条の4の3 令第6条の2第5号(略)の環境省令で定める期間は、五年とする。